

下諏訪町公告第10号

事後審査型一般競争入札の中止について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び下諏訪町財務規則（昭和59年下諏訪町規則第1号）第106条の規定により公告した次の事後審査型一般競争入札について、入札を中止します。

令和8年4月6日

下諏訪町長 宮坂 徹

- 1 公告日 令和8年3月24日（下諏訪町公告第5号）
- 2 入札日 令和8年4月9日
- 3 工事名 令和7年度（都）赤砂東山田線整備に伴う下水道管移設工事 町道鑄物師沢久保田線ほか
- 4 中止の理由 関連のある長野県施工の構造物において設計変更の可能性が生じ、本工事においても設計変更が必要となる可能性が生じたため。